



TNY India Newsletter

2026/10/15
No.36

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 インド商標法②
- 3 2026年9月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（9月1日～9月30日）
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関するインド法の概要を紹介させていただきます。今号では、前号に引き続きインド商標法についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、info@tnygroup.bizまでご連絡頂けますと幸いです。

インドの商標法②

前号に引き続き、商標法(the Trade Marks Act, 1999、以下「本法」といいます)について解説いたします。

1 登録の効力

未登録商標については、その侵害を理由とする差止め又は損害賠償の請求訴訟を提起することができません（本法27条(1)）。もっとも、商標が未登録であることは、コモンロー上の詐称通用(passing off)訴訟に基づく請求権に影響を及ぼさないため、未登録の周知商標についても、詐称通用法理による保護の余地が残されています（同条(2)）。

登録が有効に存続する商標については、商標権者は、指定商品・役務について当該商標を排他的に使用する権利、及び本法の定める方法により侵害に対する救済を求める権利を有します（本法28条(1)）。相互に類似する複数の商標が異なる者によって登録されている場合には、各登録権者も、他の登録権者を除く第三者との関係では、単独の商標権者と同様の権利を有することになります（同条(3)）。

2 侵害の類型

本法29条は、商標権侵害の類型を詳細に規定しています。主な類型は以下のとおりです。

- ・ 同一標章等による侵害（同条(1)）
登録商標と同一の指定商品・役務について、これと同一又は欺瞞的に類似する（deceptively similar）標章を、商標として使用されると認識される態様で使用する行為
- ・ 混同のおそれに基づく侵害（同条(2)）
①標章が同一で商品・役務が類似する場合、②標章が類似し商品・役務が同一又は類似する場合、又は③標章及び商品・役務の双方が同一である場合において、その使用により公衆に混同を生じさせるおそれ、又は登録商標との関連性（association）を生じさせるおそれがある場合
- ・ 著名商標の毀損による侵害（同条(4)）
登録商標がインドにおいて信用（reputation）を有する場合において、当該登録商標と同一又は類似の標章を、指定商品・役務と非類似の商品・役務について、正当な理由なく使用し、その使用が登録商標の識別力又は信用について不当な利益を得ること（unfair advantage）、又はこれらを害すること（detrimental）となる場合
- ・ 商号としての使用による侵害（同条(5)）
登録商標を、指定商品・役務を取り扱う事業の商号又はその一部、又は当該事業者の名称若しくはその一部として使用する行為

- ・商標の使用（同条(6)）

「使用」には、①商品又はその包装への商標の付着、②登録商標の下での商品の販売の申出若しくは陳列、市場への投入又はこれらの目的のための在庫保有、及び役務の提供若しくは供給、③商標を付した商品の輸出入、④事業書類又は広告における登録商標の使用が含まれる

- ・商標付加行為による侵害（同条(7)）

登録商標を、商品のラベル若しくは包装、事業書類又は商品・役務の広告に使用するための材料に付す行為であって、その際その商標の使用が商標権者又はライセンシーから適法に許諾されていないことを知り、又は知る理由があった場合

- ・広告による侵害（同条(8)）

登録商標に関する広告であって、①公正な商慣習に反して不当な利益を得るもの、②登録商標の識別力を害するもの、③登録商標の信用を害するもの

- ・音声による使用（同条(9)）

登録商標の識別的要素が文字から構成され、又は文字を含む場合には、その文字は視覚的な手段により表示される場合のみならず、音声による使用（spoken use）も含まれる

3 商標登録の是正・不服申立て及び侵害訴訟

登録の是正・取消し（本法57条、125条）については、原則として、登録官（Registrar）又は高等裁判所（High Court）に対して、登録の取消し・変更又は登録簿の訂正を申し立てることができます。ただし、登録商標の有効性が侵害訴訟において争われる一定の場合には、登録簿の是正手続きは高等裁判所で行われます（本法124条、125条）。

登録官の処分に対する不服申立て（本法91条）については、不服申立ての対象となる命令又は決定が不服申立てを行う者に通知された日から3ヶ月以内に、登録官の命令又は決定に対して高等裁判所に控訴することができます。

商標権等に関する訴訟については、登録商標の侵害訴訟、登録商標に関する権利に係る訴訟、及び原告の商標と同一又は類似の商標の使用から生じる詐称通用訴訟は、地方裁判所（District Court）より下級の裁判所に提起することができません（本法134条(1)）。また、登録商標の侵害訴訟及び登録商標に関する権利に係る訴訟については、民事訴訟法その他の法令にかかわらず、原告が現実にかつ任意に居住し、事業を営み、又は自らのために利益を得るために勤務する地域を管轄する地方裁判所も、「管轄権を有する地方裁判所」に含まれるとされています（同条(2)）。

4 侵害訴訟における救済措置

侵害訴訟又は詐称通用訴訟において、裁判所は救済として、①差止命令（裁判所が相当と認める条件を付すことが可能）、②原告の選択により損害賠償又は侵害者の得た利益の返還（account of profits）のいずれかを認めることができます。これらに加えて③侵害標章・ラベルの廃棄又は抹消のために侵害品等の引渡を命じることができます（本法135条(1)）。

また、差止命令には、①文書の開示（discovery of documents）、②侵害品・書類その他の証拠の保全、③原告が最終的に認められる損害賠償、訴訟費用その他の金銭的救済を回収することが困難となるような被告による資産処分の制限を含めることができます（同条(2)）。

なお、以下の場合には、名目的損害賠償（nominal damages）を除き、損害賠償又は利益返還による救済が認められない旨が定められています（同条(3)）。

- ・商標侵害訴訟において、侵害の対象が証明商標又は団体商標である場合
- ・商標侵害訴訟において、被告が、①当該商標を使用開始した時点で原告の商標が登録簿に登録されていること又は原告が許諾使用（permitted use）を行う登録使用者（registered user）であることを知らず、かつこれを知り得る合理的な理由もなかったこと、②その後、原告の商標に係る権利の存在及び性質を知った時点で直ちに使用を中止したことを立証した場合
- ・詐称通用訴訟において、被告が、①当該商標の使用を開始した時点で、原告が当該商標を使用していることを知らず、かつ、これを知る合理的な理由もなかったこと、及び②その後、原告の商標の存在及びその性質を知った時点で、当該商標の使用を直ちに中止したことを立証した場合

5 罰則規定

商標の偽造等については、商標の偽造、商品・役務への虚偽商標又は虚偽の商品説明の適用、偽造に用いる器具の製造・処分・所持、その他同条に定める行為が犯罪とされており、6か月以上3年以下の拘禁刑及び5万ルピー以上20万ルピー以下の罰金が科されます。ただし、詐欺の意図なく行為をしたことを立証した場合には、この限りではありません（本法103条）。判決において特に明記される特別かつ正当な理由がある場合には、上記の下限を下回る刑を科することができます。

虚偽商標等が付された商品の販売等については、虚偽の商標又は商品説明が付された商品等の販売、賃貸、販売のための陳列・所持等、及びこれらに係る役務の提供・賃貸が犯罪とされており、本法103条と同様に、6か月以上3年以下の拘禁刑及び5万ルピー以上20万ルピー以下の罰金が科されます。ただし、合理的な注意を尽くしていたこと、商品の入手先等について必要な情報を提供したこと、その他善意で行為をしたことを立証した場合には、この限りではありません（本法104条）。

本法103条又は本法104条の罪について有罪判決を受けた者が、その後、これらの罪を再び犯して有罪判決を受けた場合、2回目以降の犯罪について、1年以上3年以下の拘禁刑及び10万ルピー以上20万ルピー以下の罰金が科されます（本法105条）。

2026年9月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（9月1日～9月30日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
Sept 21	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Minimum Capital Requirements for Market Risk) Directions, 2026	Reserve Bank of India
Sept 22	Foreign Exchange Management (Export and Import of Goods and Services) (Amendment) Regulations, 2026	Reserve Bank of India
Sept 28	Master circular for Debenture trustees	Securities and Exchange Board of India
Sept 04	Draft Biotech guidelines	Office of the controller, General of Patents, Designs and Trademarks
Sept 17	Gazette Notification- Cabinet Approves Higher EPFO Wage Ceiling of Rs. 25,000, Expanding Mandatory Coverage	Ministry of Labour and Employment
Sept 22	IBBI (Liquidation Process) (Amendment) Regulations, 2016	Insolvency and Bankruptcy Board of India

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい

- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

モンスーンが終わりに近づく10月頃から、インドでは祭りの季節が本格的に始まります。ナヴラトリ (Navratri)、ドゥシェラ (Dussehra)、ディワリ (Diwali) などの主要な祭りがこの時期に行われます。2026年も10月から11月にかけて各地で祭りが続き、街の装飾や買い物、家族・友人との集まりなど、日常生活にも変化が見られます。

本稿は、2026年10月15日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC,
Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14,
Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: <https://india.tny-legal.com>